

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する府局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都 道府県認定 の区分	応札・応募 者数			
環境省	令和5年度日中ト キ生息保護協力 業務	支出負担行為担 当官 環境省大臣 官房会計課長 熊 倉 基之 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央 合同庁舎5号館	令和5年12月11日	公益財団法人日本 鳥類保護連盟 東京都杉並区和田 3-54-5	1011305001870	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、中国側が中国陝西省洋泉及びトキ救援飼養センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、中国におけるトキ野生復帰事業の調査分析・技術支援等を実施する。 本業務の実施に当たっては、 ①トキ保護増殖事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者、トキの生態及びそれを取り巻く生息環境等に関する知見や研究経験、トキの保護に関する科学的知見を有している者等が担当官として業務執行体制内に配置されていること。 ②我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国と円滑に業務を進めるため、中国のトキ保護増殖にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築されていること。また、中国への渡航経験を有し、社会慣習等にも精通した者を組織として有していること。 ③事業者が、過去5年以内に、鳥類やその生息環境に関する調査等の業務の実績を5件以上有していること。 を必要としているが、当該技術・知見等の条件をすべて有する者が一人のみ又は複数者存在するかを確認するため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとした。	-	10,150,000	-	公財	国認定	1		参加者確認公募方式を適用したが、応募は1者のみであったため、随意契約にて実施しているもの。	有
環境省	令和5年度全国野 鳥保護のつどい 記念式典等実施 業務	支出負担行為担 当官 環境省大臣 官房会計課長 飯 田 博文 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央 合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人日本 鳥類保護連盟 東京都杉並区和田 3-54-5	1011305001870	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、野鳥を保護し、愛鳥意識を広く国民に普及するために愛鳥週間(原則として5月10～16日)に行われる「全国野鳥保護のつどい」記念式典(以下「記念式典」という。)等を開催することにより、国民の野生生物保護意識の高揚に資することを目的とする。 本業務の中核となる記念式典の開催は、公益財団法人日本鳥類保護連盟と環境省との共催で行われており、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁である常陸宮殿下の御臨席を賜っている。殿下の御成日日程の事前のご説明等の対応については、5月の記念式典開催に向けて、前年度より宮家との調整を行う必要があり、円滑に進めるためには、皇族の接遇対応、皇族が出席する同様の式典やイベント等の実績を有することを必要とする。 また、全国野生生物保護活動発表大会の実施にあたっては、野生生物に関する知識等に加え、参加校の推薦をいただく都道府県の野生生物保護行政担当課や教育委員会との調整等も必要となる。 公益財団法人日本鳥類保護連盟は、長年にわたり本行事を実施しており、都道府県、教育委員会と長年積み重ねてきた関係性に基づく調整も可能であるとともに、同連盟の総裁は常陸宮殿下であり、これまでも宮家と御成日日程等の調整を円滑に実施してきた実績があることから、本業務を行えるのは、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみである。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	-	10,940,000	-	公財	国認定	1		随意契約理由の通り、本業務を行えるのは、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみで、他団体への発注は困難。	有
環境省	令和5年度環境経 済的政策研究委 託業務(ポストコ ロナ社会におけ る脱炭素・循環 型・分散型社会 の実現を目指し たリデザイン政 策パッケージの 検討)	支出負担行為担 当官 環境省総合 環境政策統括官 上田 康治 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央 合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人地球 環境戦略研究機 関 神奈川県三浦郡 葉山町土山口2108 番地11	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)コロナ禍における経済刺激策については、気候変動緩和・適応やその他の持続可能でレジリエントな社会に向けた再設計に結び付けるグリーンリカバリーが世界的課題となっており、我が国においてもコロナ対策をいかに脱炭素社会・循環型社会・分散型社会へのリデザインにつなげるかが課題となっている。本業務は、ポストコロナ社会における持続可能な社会を構築するため、脱炭素社会・循環型社会・分散型社会の実現を目指した政策パッケージを作成し、経済的な政策評価を踏まえた上で、新たな環境政策の企画立案につなげていくことを目的に、令和3年度から実施しているものである。 本業務は令和3年度に複数年(3か年)を前提とする企画書募集要領に従い、企画書を募集したところ、有効な応募者は公益財団法人地球環境戦略研究機関の1者であった。企画書審査委員会の審査の結果、契約候補者として相応しいものと判断された。令和3年度より引き続き、令和4年度委託業務の相手方として選定された公益財団法人地球環境戦略研究機関の令和4年度業務実施内容について、令和4年度環境経済的政策研究委託業務(ポストコロナ社会における脱炭素・循環型・分散型社会の実現を目指したリデザイン政策パッケージの検討)に係る審査委員会において書面審査を行った結果、仕様書に記載の内容を達成しており、業務の管理も適切に行われていること、令和5年度委託業務における課題の抽出及びその対応について現実的且つ妥当性を有すること、令和5年度委託業務の実施計画が妥当であることから、契約候補者として相応しいものと判断した。 このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	6,911,061	-	公財	国認定	1		令和5年度限りの事業	有
環境省	令和5年度ESD活 動支援センター 運営等業務	支出負担行為担 当官 環境省大臣 官房会計課長 飯 田 博文 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央 合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人 日 本環境協会 東京都千代田区 岩本町1-10-5	5010005013660	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務の請負者は令和4年度に一般競争入札(総合評価落札方式)において、各採点項目で高い評価を得たことから、選定された事業者である。 本業務については、ESDの効果的推進につなげるため、「我が国における『持続可能な開発のための教育(ESD)』に関する実施計画」(令和3年5月にESDに関する関係省庁連絡会議が決定)において2025年(令和7年)に行うこととされている中期的なレビューに向けた活動期間である令和6年度まで、3年間にわたるESD推進のための拠点として、同じ事業者が同じ視点で全国センターの運営等業務を遂行し、評価につなげる必要があることや、途中で事業者が変更された場合、ネットワーク関係者、特に各地域・ブロックのハブである地方ESD活動支援センターや地域ESD活動推進拠点等との関係は短時間で構築できるものではないため、関係性を継続的に維持することができないことを踏まえ、令和5年度及び令和6年度は、必要な予算が措置され、かつ過年度業務の適切な実施が評価委員会において評価された場合に、随意契約を締結することができることとしている。 今般、当該評価委員会において、令和4年度の実業実施状況等を審査したところ良好であると認められたので、令和5年度についても引き続き、公益財団法人 日本環境協会を本業務の契約相手方として選定し、契約の性質または目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するのである。	-	24,992,000	-	公財	国認定	1		令和6年度には、事業の性質を踏まえて複数年(3か年)を前提とする一般競争入札(総合評価落札方式)を実施。過年度における類似案件等の情報に基づき、多様な競争主体が参加できる仕様書及び予定価格を設定することで今後の適切な競争の実施に努める。	有
環境省	令和5年度重要生 態系監視地域モ ニタリング推進 事業(陸生鳥類 調査)	分担支出負担行 為担当官 環境省 自然環境局 生 物多様性セ ンター長 松 本 英昭 山梨県富士吉 田 市上吉田 剣丸尾5597-1	令和5年4月3日	公益財団法人日本 野鳥の会 東京都品川区西 五反田3-9-23	1010705001646	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は北海道から沖縄までの全国に調査地を設置し、平成15年度から継続して通年で調査を実施しているものであるが、4月初めから調査を実施するためには、全国の調査地において、陸生鳥類の生息状況等に関する調査実施体制を現に有していることが必要となる。 令和5年度に契約相手方の選定に当たって、当該専門性を有する者が一人のみ又は複数者存在するかを確認するため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たすと認められた者は、公益財団法人 日本野鳥の会の一人のみであった。 以上のことから、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務第2017号財務大臣通知)の1.(2)②ロ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が1しかないことが明らかとなった場合」に該当するので、公益財団法人 日本野鳥の会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するのである。	-	21,200,000	-	公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検に基づいた参加者確認公募を確認の上、令和4年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和5年度鳥類標 識調査委託業務	分担支出負担行 為担当官 環境省 自然環境局 生 物多様性セ ンター長 松 本 英昭 山梨県富士吉 田 市上吉田 剣丸尾5597-1	令和5年4月3日	公益財団法人山階 鳥類研究所 千葉県狭山市市 高野山115	2040005016886	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、鳥類観測ステーションにおける標識調査等を実施し、鳥類の渡りの状況、生態等を解明し、鳥類保護施策及び国際協力への推進に資することを目的としている。標識調査は、条約・協定等に基づき実施している日米、日露、日韓をはじめとした、渡り鳥保護に係る国際協力に基づく国際研究の中でも、鳥類標識調査は特に基礎となるデータを取得する研究の一つである。国内の鳥類標識調査は、1924年に農商務省によって初めて行われ、第二次世界大戦中に一時中断されたが、1961年から農林省が(財)山階鳥類研究所に委託して再開、1972年からは環境庁(現在の環境省)がこの事業を受け持ち、(公財)山階鳥類研究所へ委託して調査を継続している。 当該団体は、国際的な標識調査機関であるヨーロッパ鳥類標識調査連合(Euring)から我が国の標識調査機関として位置付けられており(参考資料)、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体である。これに代わる団体は存在しないため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務第2017号財務大臣通知)の1.(2)②イ(ロ)条約等の国際的取決により、契約の相手方が一に定められているものに準じるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とするものである。	-	38,525,000	-	公財	国認定	1		標識調査に不可欠なバーコーディング技術を認定、普及する観点として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、他者への発注は困難。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和5年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(里地調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 生物多様性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田別荘5597-1	令和5年4月3日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新川1-16-110ミビル2F	7010005016562	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、日本全国に見られる里地環境(二次的自然環境)において、植物相、鳥類、哺乳類、カヤネズミ、カエル類、チョウ類、ホタル類及び人為的インバクトについて、平成17年度から市民参加型の調査を実施しているものである。蓄積されたデータの一般性を保つためには、それぞれの調査地及び調査対象種等の特性を踏まえた上でデータを精査することが求められることから、里地生態系を対象に、広域(北海道、本州、四国及び九州地方)における市民参加型による生態系調査から得られたデータの精査、整理及び解析に関する専門的な知見を必要とする。 令和5年度に契約相手方の選定に当たって、当該専門性を有する者が一人又は複数者存在するかを確認する必要があるため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たすと認められた者は、公益財団法人 日本自然保護協会の一者のみであった。 以上のことから、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)の1.(2)②ロ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が一人しかいないことが明らかとなった場合」に該当するので、公益財団法人 日本自然保護協会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	34,000,000	-	公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検調査に基づいて参加者確認公募を確認の上、令和4年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和5年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業小島嶼(海鳥)調査	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 生物多様性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田別荘5597-1	令和5年4月3日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	2040005016886	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、北海道から沖縄県までの島嶼において海鳥の種数、個体数及び繁殖密度等の調査を平成18年度から継続して実施しているものである。蓄積されたデータの一般性を保つためには、それぞれの調査地及び調査対象種等の特性を踏まえた上で収集したデータを精査、整理し、経年変化や島嶼生態系の富度となる要因などの分析をすることが求められることから、海鳥をはじめとした島嶼生態系に関する知見など専門性を必要とする。 令和5年度に契約相手方の選定に当たって、当該専門性を有する者が一人又は複数者存在するかを確認する必要があるため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たすと認められた者は、公益財団法人山階鳥類研究所の一者のみであった。 以上のことから、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)の1.(2)②ロ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が一人しかいないことが明らかとなった場合」に該当するので、公益財団法人山階鳥類研究所を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	13,400,000	-	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、令和4年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和5年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ事務局等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年9月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) ＜背景＞ 環境汚染対策と気候変動対策を効果的に同時に達成するコベネフィット(共通便益)・アプローチは、途上国の気候変動対策への取組を後押しするとともに、我が国が温室効果ガス(GHG)排出削減において国際的な責任を果たす上で重要なツールとして、平成22年11月、シンガポールで開催された「よりよい大気環境2010年会合(BAQ2010)」(主催:アジア・クリーン・エア・イニシアティブ)において日本環境省のイニシアティブにより提唱され「アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)」が創設された。 一方で、令和元年より、地球規模の諸課題解決に資する先駆的な研究を行い世界有数の国際研究所として国際社会に大きく貢献している国際応用システム分析研究所(IIASA)と協力してコベネフィットに関する学術研究を行っている。IIASAの活動資金は各国の加盟機関が支払う分担金と委託事業費・寄付金で賄われ、2023年3月現在、17ヶ国が加盟し、運営総額約2,490万ユーロ(約32億円、2022年)となっている。我が国は毎年70万ユーロを出し、その活動を支援しており、2019年より日本環境省との協力プロジェクトとしてコベネフィットに関するテーマで研究が行われている。 この研究成果や情報及びアジア地域の政策及び事業に貢献することを目的にACPによってアドバイザリ・グループメンバーであるアジア諸国(中国、タイ、インドネシア等)の環境所管官庁や国際機関(国連環境計画、アジア開発銀行、国連アジア太平洋経済社会委員会等)に広く共有されている。 ＜事由＞ 公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)はACP設立時にアドバイザリ・グループメンバーの賛同の下、ACPとのパートナーシップの事務局に決定された機関である。 更に、IIASA憲章では、加盟する国の代表機関を登録することが規定されており、我が国の代表機関として、学識経験者等で構成される「IIASA日本委員会」が登録されている。同委員会の運営については、委員会規約第18条に基づき事務局を設置することが規定されており、2011年2月に開催されたIIASA日本委員会において、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)がIIASA日本委員会の事務局として承認されている。 IGESは日本の環境行政について包括的な知見を有し、国際的な立場における各国政府から信頼性および実績を持つ。また、コベネフィット・アプローチに係る豊富な調査・研究実績を有し、豊富な国際的なネットワークを保有している。これらの理由により、IIASA日本委員会の事務局及びACPとのパートナーシップ事務局となっている。更に、令和5年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ事務局等業務を問題なく遂行できる知見および総合的運営管理体制を持ち合わせていると判断する。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものと認められるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本請負業務の契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と随意契約を締結するものである。	-	12,000,000	-	公財	国認定	1		本業務は、「条約等の国際的取決めに、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争性がない場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関であるIGESであり、引き続き随意契約によらざるを得ない。	有
環境省	令和5年度アジア水環境改善モデル事業(ベトナム国高濃度含油廃液の膜処理による減量化・再利用水の普及事業)業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年6月22日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110	9120005012202	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) (1) 政府の成長戦略において、インフラシステム輸出が位置づけられるなど、アジアの水ビジネス市場は将来的に大きな成長が見込まれていることから、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入が期待されている。 本業務の実施に際しては、ビジネスとして将来的に持続可能な水環境改善技術を有し、かつその技術を用いた実用可能な処理施設を用いて現場において実証試験を実施することが可能な技術者を有する者を選定する必要がある。 したがって、複数の者にプロジェクト応募等の提出を求め、候補となるアジア地域等の水環境改善プロジェクトに関し、最も水環境改善効果が高く、かつ事業としての実現性や将来の発展性の高い提案等を提出させ、技術を選定する方法が最も有効である。 (2) 本業務は、「令和4年度アジア水環境改善モデル事業」公募要領に従い公募(令和4年度から3年を想定)したところ、外部有識者等で構成される「アジア水環境改善ビジネス展開促進方策検討会」において申請書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境センターのベトナム国高濃度含油廃液の膜処理による減量化・再利用水の普及事業については、該当技術の水環境改善効果等について高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。 このため、令和4年度から当該応募者と随意契約を行っており、令和6年2月に開催した同検討会でも令和5年度の事業内容について高い評価を得たため、令和6年度においても事業を継続することとしている。	-	9,801,440	-	公財	国認定	1			

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)		
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数				継続支出の有無
環境省	令和5年度アジア水環境パートナーシップ事業調査研究業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡栗山町上山口	80210005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム開催後国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動計画」に、環境省が登録した施策の一つである。 令和元年度から令和5年度は、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境ガバナンスの強化を目的とし、規制の遵守に焦点をあてた汚染源対策の強化、対策結果の評価、政策の見直し等を行い、各国の水環境ガバナンスの仕組みの定着状況の評価を行うとともに、国際会議への参加・関連会合の開催を含むWEPA参加国に関する活動を実施することである。 本業務は、アジア各国における水環境協力に関する業務であり、各国政府と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊な点を十分考慮に入れた企画を策定すること不可欠である。 水環境政策体系に実施するためには、各国における水環境関連の法制度及び水質汚濁状況、対策状況等を充分理解していることはもとより、日本における水環境取組体系に関する専門的知識を有する高い技術力が必要である。 上記業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実な各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析を行う能力を有することが必要不可欠である。 本業務は、令和2年度に参加者確認公募方式により参加者を公募した結果、参加希望書類を提出したのは公益財団法人地球環境戦略研究機関1者であったため、令和3年度、令和4年度については、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行っている。令和5年度の本業務においても要件を有する者が1者のみ、又は複数者が存在することを確認するため、参加者確認公募を行ったところ、参加希望書類を提出したのは公益財団法人地球環境戦略研究機関1者であった。提出された参加希望書類について、局内に設置した公募審査委員会において応募要件を満たしているかどうかの審査を行ったところ、応募要件を満たしていたため、契約候補者として相応しい者と判断した。 以上のことから、本業務の調達に当たっては、公益財団法人地球環境戦略研究機関との間で随意契約するものである。	-	46,666,475	-	公財	国認定	1		本業務に係る業者を選定するため、令和5年度アジア水環境パートナーシップ事業調査研究公募(公募)に採否を判断したところ、応募者は1者のみであったため、令和4年度に引き続き当該応募者と随意契約を行っている。	有	
環境省	令和5年度北太平洋地域海洋行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島町5-5	5230005000125	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、北太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下「NOWPAP」という。)活動を支援するため、改良されたNOWPAP富米炭化状況評価手帳書を基に、これまでよりも広範囲の海域を対象とした衛星クロロフィルによる予備評価及びその検証に必要な富山湾海域モニタリング調査の実施、人工衛星に搭載したセンサが観測した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するシステム(以下「モニタリング技術」)の維持管理を行うものである。さらに、人工衛星リモートセンシングを活用した漁場マッピングを行い、漁場の保全・再生のための基礎情報の整備に資することを目指す。 NOWPAPは、国際性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」のひとつであり、平成6年9月に韓国で開催された第1回政府間委員会において、我が国、中国、韓国及びロシアの4か国により日本海及び黄海を対象として採択され、その後の各種プロジェクトが進められている。 平成11年4月の第4回政府間委員会において、各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進していく地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境評価」に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という。))が設置されることとなった。 同政府間委員会において、海洋環境モニタリングに必要な環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピュータサイエンスなど、様々な科学分野の熟練者や専門家を有している公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定(第4回政府間委員会レポート附属書7)され、今日に至るまでその活動を継続してきた。 以上のことから、平成18年8月25日財務大臣通知(財計第2017号)における1. ②(1)競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のうち、イ(ロ)「契約の国際的取決めに、契約の相手方によって定められているもの」及び会計法第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、本業務の契約相手方として、公益財団法人環日本海環境協力センターと随意契約を締結するものである。	-	19,763,000	-	公財	国認定	1		NOWPAP各国での政府間委員会において、各プロジェクトを責任を持ち推進していく地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境評価」に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という。))が設置されることとなった。同政府間委員会において、公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定されている。このことから、国際的な取決めに、契約相手方によって定められているため、本業務の契約相手方として、公益財団法人環日本海環境協力センターと随意契約を締結するものである。	有	
環境省	令和5年度福島県沖等における放射性物質モニタリング業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月13日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	60400050001380	予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)令和3年4月に政府の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。))が決定された。 基本方針では、政府が東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。))の放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充することが定められており、これを踏まえ令和3年3月に環境省においてALPS処理水に係る海環モニタリングを実施することとされた。 本業務は、計画に基づき、福島県沖等におけるリチウム等の放射性物質濃度を把握するためにモニタリングを行うものであり、分析等の業務を総合評価落札方式で調達することとした。 本件の調達に当たっては、令和5年3月30日に提案者1者の提案書の審査を実施し、4月4日に入札を実施したが、4回の再度入札の結果、予定価格を上回っていたため、不調となった。 計画に基づき令和5年度のモニタリングを令和5年6月までに開始する必要があるため、当該モニタリングに係る手法の検討や法令に基づく申請手続を令和5年4月から行う必要があることから、再度入札を実施する時間的余裕はない。また、再度入札を実施しても他の事業者が応札する可能性は極めて低いと考えられることから、入札に参加した公益財団法人日本分析センターに随意契約について相談したところ、金額の提示があり、その金額は予定価格の範囲内であった。 以上のことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2に基づき、公益財団法人日本分析センターと随意契約を締結するものである。	-	337,370,000	-	公財	国認定	1		本件は、当初競争入札を行ったものの不調となったため、入札に参加した事業者と随意契約を結んだものである。 適切な予定価格を設定できないよう、複数事業者への入札申請を通じて仕やと積算を精査するとともに、価格期間の延長を通じて適切な競争環境を確保する。	有	
環境省	令和5年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	60400050001380	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は、環境省が北海道庁(国設放射性汚染測定所)等、全国10カ所の国設放射性汚染測定所に設置している環境放射線等測定器で収集した測定データ及び各測定所の周辺で採取した環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺200mの放射線レベル並びにその変動を、目的とする用途に活用するための測定データのうち、大気浮遊じん及び大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づく放射性物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。 従って、本業務の請負者については、これらの目的を達成するため、放射線の測定・分析について、以下の各事項の要件を満たしていることが必要である。 (1)技術力に関する要件 本業務を請負う者は、分析結果の信頼性を確保するため国際規格であるISO9001の認証並びにISO/IEC 17025の認定を受け、IAEAなどの国際機関が主催する環境放射線分析のプログラムの参加者であること。以下の要件を満たすこと。 ①採取した試料(大気浮遊じん、降下物等)について、α線量及びβ線量による空地中放射能濃度測定・分析並びに放射能測定法シリーズガンマ線量率半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリ(令和2年改訂)に基づくγ線スペクトロメトリによる測定・分析ができる能力を有すること。なお、当該γ線スペクトロメトリによる測定・分析は、γ線スペクトロメトリによって測定できる全ての核種について測定・分析が可能であること。 ②採取した試料(大気浮遊じん、降下物等)について、放射能測定法シリーズ2「放射性ストロンチウム分析法」(平成15年改訂)および同シリーズ3「放射性セシウム分析法」(昭和51年改訂)に基づく放射線分析を実施する能力を有すること。 (2)設備・システムに関する要件 本業務を請負う者は、常時監視業務により得た測定・監視結果を評価するに当たり、以下の項目を踏まえて、実施できる体制を有する者であること。 ①「空間放射線(γ線)線量率の24時間連続測定及び監視業務を実施し、これらの測定・監視結果について、評価・測定データのデータや周辺で発生している同様の測定によるデータの比較等)する能力を有し、その結果を、発注者の要求に応じて報告できる体制を有すること。 ②(他の、これまでに蓄積された測定・分析結果について、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認するための評価を実施し、発注者の要求に応じて報告できる体制を有すること。 ③原子力規制庁が実施する環境放射能水準調査の測定結果を利用して、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認する評価を実施するための体制を有していること。 (3)業務実績に関する要件 ①広域にわたる複数の測定地点において、複数の測定機器による満3年以上の継続的な放射線及び放射性物質の常時監視業務を行った実績を有すること。 ②原子力事故等が発生した場合、政府等からの要請に基づく緊急時対応を行った実績を有すること。 本業務は、令和2年度に参加者確認公募方式により参加者を公募した結果、参加希望書類を提出したのは公益財団法人日本分析センター1者であったため、令和3年度、令和4年度については、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行っている。令和5年度の本業務においても要件を有する者が1者のみ、又は複数者が存在することを確認するため、参加者確認公募を行ったところ、参加希望書類を提出したのは公益財団法人日本分析センター1者であった。提出された参加希望書類について、局内に設置した公募審査委員会において応募要件を満たしているかどうかの審査を行ったところ、応募要件を満たしていたため、契約候補者として相応しい者と判断した。 以上のことから、本業務の調達に当たっては、公益財団法人日本分析センターとの間で随意契約するものである。	-	57,955,700	-	公財	国認定	1		令和2年度業務の契約相手方の選定に当たって、「参加者確認公募方式」による調達手続きについて「平成21年1月28日付付託書(環境省090128003号)大臣官房会計課長通知)に基づき参加者確認公募方式を適用し、令和3年度、令和4年度については、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行った。また、令和5年度は同通知の改正を受け、参加者確認公募方式を適用した。本業務に必要なとする上記条件に変更はなく、上記要件を満たす者は1者のみと考えるが、複数者存在するかどうかを確認するため、令和6年度以降も契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を採用し、随意契約が適当と考える。	有	

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和5年度G7等支援委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 松澤 祐 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本業務は各国の閣僚クラスが一堂に会する大規模な会議であるG7の各会議に向けて、日本政府として議論に必要な資料の収集・分析、報告書の作成等を行い、また、同会合や準備会合等に関する支援等を行うことを目的とする。特に本年は日本が議長国として、気候・エネルギー・環境大臣会合を開催する。この大臣会合は、5月19日～21日に開催されるG7サミット前(4月15日～16日)に開催を予定しており、令和4年度から準備会合が始まり令和5年度にかけて成果文書について関係各国との調整等が継続して実施されるほか、各会合等に保る支援は年度の切れ目なく継続的に行われるものであるため、2カ年にわたり、同一事業者と契約を締結しなければ適切な事業成果を得がたい業務である。本業務に係る業者を選定するため、令和4年度に2か年を前提とした一般競争(総合評価落札方式)として実施したところ、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、評価の対象とする技術等の必須要求項目の要件をすべて満たしており、予定価格の範囲内であった同機関と契約を締結した。当該業務は令和4年度に公益財団法人地球環境戦略研究機関が提案した契約に基づき令和5年度の業務を実施することとするが、計画に基づいて業務を遂行できるのは提案した者以外になく、また、上記の理由から、前年度の結果を評価する余裕はなく、契約委員会の審査手続きを省略することとして審査を経て、以上の理由により、本業務の契約相手方として、公益財団法人地球環境戦略研究機関を選定し、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとした。	-	21,500,000	-	公財	国認定	1		当該業務は同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠であり、初年度業務の履行状況等について審査を行った結果、適切に履行されていることが確認されたため、2カ年目も初年度業務を履行した事業者と随意契約を締結したものである。	有
環境省	令和5年度G20(インド)等支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年4月3日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)インドを議長国とするG20サミット及び環境・気候大臣会合は、2023年(令和5年)9月のG20サミット前(令和5年7月頃)に開催を予定しており、令和4年度から準備会合が始まり令和5年度にかけて、議事内容に関して関係各国との調整等が継続して実施されていることから、当該業務については同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠である。 以上のことから、当該業務は初年度の業務を履行した者が2カ年にわたり業務を実施することが適切な成果を得るために必要となることから、事業者の選定においては単年度の事業計画の内容だけでなく、2カ年を通じた事業計画の内容や1年目以降の予定経費についても評価の対象とする複数年の事業実施を見通した総合評価落札方式として実施したところ、もっとも高い総合評価点を得た公益財団法人地球環境戦略研究機関が落札者となり令和4年度業務を実施したところである。 今後、令和5年度においても当該業務に係る予算が措置されたことを受け、引き続き業務を実施するにあたり、審査委員会において令和4年度の履行状況の確認や令和5年度の業務が当初計画に基づいて実施できるか等についての審査を行った結果、令和4年度業務は適切に履行されていることが確認され、また、令和5年度は引き続き当初計画に基づいて業務が遂行することが適切であると判断された。 よって、当該業務は令和4年度に公益財団法人地球環境戦略研究機関が提案した計画に基づき令和5年度の業務を実施することとするが、計画に基づいて業務を遂行できるのは提案した者以外になく、また、上記のとおり、前年度の履行状況等から、引き続き公益財団法人地球環境戦略研究機関が引き続き当該業務を適切に遂行できると判断されたことから、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとした。	-	26,971,144	-	公財	国認定	1		当該業務は同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠であり、初年度業務の履行状況等について審査を行った結果、適切に履行されていることが確認されたため、2カ年目も初年度業務を履行した事業者と随意契約を締結したものである。	有
環境省	令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(マレーシア国クアラルンプール市における脱炭素都市・街区実現に向けた制度構築支援事業(クアラルンプール市一東京都/さいたま市))	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 秦 康之 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年7月7日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経緯・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目指す。 本業務は、令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった24件の中から外部専門家等よりなる令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係る評価委員会の審査を経て採択された。	-	19,000,000	-	公財	国認定	24		外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有
環境省	令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(ベトナム・ハイフォン市の脱炭素化に向けたエコ工業団地推進事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 松澤 祐 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年6月20日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経緯・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目指す。 本業務は、令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった24件の中から外部専門家等よりなる令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係る評価委員会の審査を経て採択された。	-	19,315,927	-	公財	国認定	24		外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有
環境省	令和5年度優良産業処理業者の情報発信に関するシステム(産廃情報ネット)改修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年11月22日	公益財団法人産業廃棄物処理事業協会 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号	2010005018786	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)環境省においては、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう排出事業者が優良な処理事業者を容易に選択できる環境の整備を推進してきた。平成10年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。第13条の12)に基づき、全国唯一の適正処理推進センターに財団法人(当時)産業廃棄物処理事業振興財団(以下、「産廃振興財団」という。)を指定し、産廃振興財団において、産廃処理業者に関する情報提供に関する産廃情報ネット(以下「産廃情報ネット」という。)を構築し、産廃業者が産廃情報ネットを通じて、産廃処理業者から補助金の交付を受け、インターネット上で産業廃棄物処理業者の検索が可能な「産業廃棄物処理業者情報検索システム(さんばいけん)」を開発し、また、平成23年には、環境省が整備した「優良さんばいナビゲーションプラットフォーム(優良さんばいナビ)」の管理を委任され、両サイトを「産廃情報ネット(さんばいけん・優良さんばいナビ)」と統合し、民間団体が有する優良認定業者を含む産業廃棄物処理業者に関する情報等の収集、提供を行う唯一のシステムとして運用を行ってきた。 このように、産廃処理業者に関する情報は「産廃情報ネット」により詳細情報を発信してきたところであるが、「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月14日中央環境審議会)において、「将来的には(略)全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築すること」も期待される。と明記され、この内容を具体化するために設けられた「平成30年度廃棄物分野の情報の電子化に向けた検討会」において検討を行い、環境省が許認可情報を管理するため所有している「産業廃棄物行政情報システム」と産廃振興財団が所有する「さんばいけん」のデータを連携させ、許認可情報の統合、一元管理、公開の仕組みを構築することとされた。 「さんばいけん」の改良・改修に当たっては、現行システムとの公開・保守を維持しながら、本業務を実施するためには現行システムの日々の閲覧状況や運用・保守状況に関する詳細かつその情報部分の情報をシステム所有者から入手する必要がある。また、現行システムには、「さんばいけん」登録事業者の担当者に関する個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス等)が含まれており、これらは産廃振興財団ID、パスワードの郵送等限られた目的のために提供を受けたものであり、入札等により選定された事業者に貸与等できるものではない。 そのため、本業務は廃棄物処理法に基づき適正処理推進センターに指定され、現行システムを現に管理運営している産廃振興財団が主体となり実施することが不可欠である。以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共関連の適正化について」(財計第2017号)の1、(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、産廃振興財団と随意契約を行うものである。	-	13,337,500	-	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有
環境省	令和5年度プラスチック資源循環法施行に伴う容器包装リサイクルシステム改良検討業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年10月13日	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉等ビル	3010405008741	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)開発フレームワークを活用しているため、開発技術はNECLが保持しておらず今回の改良については、NECIに再委託を行うものである。 協会は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で定める容器包装の再商品化業務を遂行する法人であるため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行のためのプラスチック製品のリサイクルに係るシステム改良は、協会ではなく環境省が発注者となる必要がある。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共関連の適正化について」(財計第2017号)の1、(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、本業務を委託する者として相応しい唯一の団体として指定法人と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項)	-	88,893,200	-	公財	国認定	1		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック資源循環とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから見直し不可	有

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和5年度プラスチック資源循環法の施行に伴う容器包装リサイクルシステム改良に係る調査検討等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年5月9日	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	3010405008741	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) 令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「新法」という。))が成立した。新法では、自治体によるプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・リサイクルを促進するため、2つの措置を盛り込んでいる。 ①既に確立している容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装再商品化法」という。))に基づいたリサイクルの仕組みを活用し、製品プラスチックの回収・リサイクルを行う(以下「委託スキーム」という。) ②自治体と、リサイクル事業者が連携し、再商品化計画を作成するとともに、プラスチック資源の回収・リサイクルを行う。(以下「認定スキーム」という。) 新法は、令和4年4月1日に施行され、新法に基づいた自治体によるプラスチックの分別回収・リサイクルが始まったことから、既存の容器包装再商品化法に基づくプラスチック製容器包装の回収・リサイクルへの影響を調査し、対策を検討する必要がある。 本業務においては、自治体によるプラスチックの分別回収・リサイクルが既存の容器包装再商品化法に基づくリサイクルへの影響をシステムをもって調査分析し、対策を行う。 上記に係る業務を履行するに当たっては、既存の容器包装再商品化法に基づくプラスチック製容器包装の再商品化業務に関して幅広く豊富な知見を有した者でなければならぬところ、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「指定法人」という。))は、容器包装再商品化法第21条に基づき、平成8年に指定法人として指定されており、容器包装再商品化法に基づく特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。))からの再商品化業務の委託、市町村からの分別基準適合物の引き取り、再商品化事業者への再商品化業務の委託並びに再商品化に関する普及・啓発・情報収集及び提供等を行っている。また、同法第23条の規定により、再商品化に係る契約の締結及び当該委託に係る料金の収受に関する業務を行うことができるのは主務大臣の認可を受けている指定法人のみとなっている。 新法の影響及び対策の検討を進めるためには、容器包装再商品化法に基づく再商品化業務の運営を行っている指定法人が実施することが不可欠である。 また、実際にシステムの改良に係る調査検討等業務を実施できるのは、システムを構築した日本電気株式会社(以下「NEC」という。))のみになる。システムはNEC独自技術の開発フレームワークを活用しているため、開発技術に関連する調査検討等業務を実施できるのは、システム運用を行っているNECしかおらず今回の調査検討等業務はNECに再委託を行うものである。 協会は「容器包装に係る分別収集及び再商品化法の促進等に関する法律」で定める容器包装の再商品化業務を遂行する法人であるため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行のためのプラスチック製品のリサイクルに係るシステム改良は、協会でなく環境省が発注者となる必要がある。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達適正化について」(財計第2017号)の1。(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイイ(「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、本業務を委託する者として相応しい唯一の団体として指定法人と随意契約を行うものである。	-	16,280,000	-	公財	国認定	1		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから見直し不可	有
環境省	令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(インドネシア・西ジャワ州におけるセント産業の脱炭素化に向けた実現可能性調査)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房局長 秦 康之 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年8月3日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった24件の中から外部専門家等よりなる令和5年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係る評価委員会の審査を経て採択された。	-	20,000,000	-	公財	国認定	24		外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有
環境省	令和5年度産業廃棄物処理業者検索システム・産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報に関する運用業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和5年5月17日	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 東京都港区虎ノ門一丁目1番18号	2010005018786	環境省においては、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう排出事業者が優良な処理事業者を容易に選択できる環境の整備を推進してきた。平成10年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。))第13条の12に基づき、全国唯一の適正処理推進センターに財団法人(当時)産業廃棄物処理事業振興財団(以下、「産業振興財団」という。))を指定し、産業振興財団において、産業処理業者に関する情報収集、事業者への情報提供等を行うこととされた。産業振興財団は適正処理推進センターとして、平成11年度に厚生省(当時)から補助金の交付を受け、インターネット上で産業廃棄物処理業者の検索が可能な「産業廃棄物処理業者情報検索システム(さんばいくん)」を開発し、また、平成23年には、環境省が整備した「優良さんばいナビゲーションソフトウェア(優良さんばいナビ)」の管理を委任され、同サイトを「産業情報ネット(さんばいくん・優良さんばいナビ)」と統合し、民間団体が有する優良認定業者を含む産業廃棄物処理業者に関する情報の収集・提供を行う唯一のシステムとして運用を行ってきた。 このように、産業処理業者に関する情報は「産業情報ネット」により詳細情報を発信してきたところであるが、「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月14日中央環境審議会)において、「将来的には(略)全てのマニフェスト情報及び許可情報が発電子化され、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築すること」も期待される。」と明記され、この内容を具体化するために設けられた「平成30年度産業廃棄物分野の情報の電子化に向けた検討会」において検討を行い、環境省が「許可情報」を管理するため所有している「産業廃棄物行政情報システム」と産業振興財団が所有する「さんばいくん」のデータを連携させ、許可情報・情報の統合、一元管理、公開の仕組みを構築することとした。 これらを踏まえ、令和3年度に改修を行い、同データ連携を開始するとともに、さらに許可情報の一元的な利用を促進すべく、環境省ホームページ上で公開していた「産業廃棄物処理業者検索システム」及び「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」(以下、「両検索システム」という。))についても、令和4年6月に「産業情報ネット」に機能を移行させ、許可情報の検索機能の統合をさらに進めたところである。これにより、今後は、従来の「産業情報ネット」に係る業務に加えて、両検索システムの安定かつ効率的な運用を目的とする本業務が不可欠となった。また、本業務を実施するためには現行システムの日々の閲覧状況・保守状況に関する詳細かつその根幹部分の情報をシステム所有者から入手する必要がある。 そのため、本業務は産業廃棄物処理法に基づき適正処理推進センターに指定され、現行システムを現に管理運営している産業振興財団が主体となり実施することが不可欠である。以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達の適正化について」(財計第2017号)の1。(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイイ(「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、産業振興財団と随意契約を行うものである。	-	11,110,000	-	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更すること必要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。